



発大監第 73 号

令和2年3月26日

大山町長 竹口 大紀様
大山町議会議長 杉谷 洋一様

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 西山 富三郎



令和元年度定例監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項及び第7項並びに大山町監査委員条例第4条の規定に基づき、定例監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

第1. 監査の要領

- 1 監査の種類 令和元年度定例監査
- 2 監査の期間 令和2年2月13日（木）・20日（木）・27日（木）
- 3 監査した者 監査委員 石黒澄男 監査委員 西山富三郎
- 4 監査対象部署 福祉介護課・健康対策課・社会教育課
- 5 監査に立ち会った職員、団体の職・氏名
福祉介護課 課長 進野 美穂子
課長補佐 瀬尾 香代子
人権推進室室長 川端 智光
健康対策課 課長 末次 四郎
主事 乗本 莉子
社会教育課 課長 西尾 秀道
課長補佐 池信 昌隆

6 監査場所

大山町御来屋328番地 大山町議会委員会室

第2. 監査実施内容

1 監査実施項目

- (1) 大山町が財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行

のうち、財政的援助に係るもの及び公金支出（受領）に係るもの。その中で、各種団体への補助金支出に係る事業であり、補助金から団体構成員へ「旅費」「費用弁償」「日当」あるいはこれらに類するものを支払っているもののうち、下記事業について

【対象事業】

(1) 福祉介護課関連

民生児童委員協議会補助金

大山町母子会補助金

大山町家族会補助金

地区活動費（田中）（押平）（中高）補助金

大山町人権・同和教育推進協議会補助金

(2) 健康対策課関連

大山町食生活改善推進員協議会補助金

(3) 社会教育課関連

大山町女性団体連絡協議会活動費補助金

青少年育成大山町民会議活動費補助金

御来屋地区婦人会活動補助金

大山町婦人会活動費補助金

大山町スポーツ少年団補助金

大山町体育協会補助金

大山町子ども会育成連絡協議会

大山町・嘉手納町人材育成交流事業補助金

2 監査実施方法

事前に、全課を対象とし、各種団体への補助金支出に係る事業であり、補助金から団体構成員へ「旅費」「費用弁償」「日当」あるいはこれらに類するものを支払っているものについて関係書類を徴した。その中から上記「第2. 監査実施内容【対象事業】」について抽出し、書類による監査を行うとともに、担当課より上記支出についてその金額・算定根拠について聞き取りをおこなった。なお、担当課より徴した書類は、以下のとおりである。

①平成30年度の交付決定通知書、補助団体等から提出された実績報告書、額の確定通知書の写し

②関係帳簿・領収書等の写し

③令和元年度交付決定通知書の写し ※すでに行っている場合のみ

④根拠法令となる補助金等交付要綱の写し

第3. 監査結果

この度の監査は、補助金交付を受けた各団体においてその構成員が活動する際の旅費、日当並びにこれらに相当するものについて、どういった基準において支出がなされているかを確認するものであり、一定程度事実確認を行なうことができた。

監査結果として次の点が挙げられる。

- 1 徴した書類より確認した、監査対象事業における「旅費」「費用弁償」「日当」あるいはこれらに類するものについては別表1のとおりである。
- 2 書類による監査並びに担当課からの聞き取りにおいて、補助金被交付団体から支出される旅費の金額においては大山町職員等の旅費に関する条例に準じて「私用車使用の際の車賃：1kmあたり20円」「公共交通機関利用の際の交通費：実費」とされているところが多かったが、「車賃：定額」とされている団体も見受けられた。また、いずれの例においても、当該団体において単価基準など、支給に関する明文化されたものは存在していない団体が多く見受けられた。
- 3 書類による監査並びに担当課からの聞き取りにおいて、補助金被交付団体から支出される日当の金額においては、その支給の有無も含めて団体により差異が見受けられた。また、いずれの例においても、当該団体において単価基準など、支給に関する明文化されたものは存在していない団体が多く見受けられた。
- 4 書類による監査において、平成31年4月1日施行とした当該補助金交付要綱が作成されているものが複数見受けられた。

【監査意見】

各団体におかれては報酬支給なし、日当支給なし、交通費実費支給なし、という、ボランティアで経費自己負担という状況も事業によっては散見されるなか、地域を自らの力で守り発展させるために日々尽力される、その活動の姿には深く敬意を表す。この状況の中で全ての団体に対して一律に「旅費」「費用弁償」「日当」あるいはこれらに類するものの支給について団体内にて意思統一を行い、明文化することを求めるのは現実的でないばかりか、団体の自主性を損なう結果になりかねない懸念も存在しかねないと解する。しかしながら、全く基準の

ない状態で支給が行なわれることは、その支給において疑念を生じさせる元となりかねないこととも認識する。

また、今回の監査においては、結果的に、平成 29 年度定例監査にておこなった各種団体助成のための補助金に関する監査に係る監査意見のひとつについて、その後の対応を確認するに至った部分もあった。

このような観点で、次の 3 点について意見を述べることとする。

1 補助金被交付団体から支出される旅費、費用弁償、及び日当の金額においては、大山町職員等の旅費に関する条例に準じて行なわれるのが望ましい。あわせて、この基準に準じることとしない場合には、団体において意思統一のもと、明文化された基準を設けられることが望ましい。

2 補助金交付事業において、実質的な活動が旧町単位で行なわれている場合、その比較が容易に出来ることが望ましい。

このため、同一の補助金において、複数の被交付団体へ交付されているもの、又は旧町単位の支部へ交付しているもの、並びに交付された補助金が実質的に旧町単位の支部が管理しているものについては、それぞれ、報告様式に統一性をもつよう、当該被交付団体へ指導されることが望ましい。

3 平成 29 年度定例監査にておこなった各種団体助成のための補助金に関する監査に係る監査意見のうち、

「1 大山町補助金等交付規則(資料 2)中には、第 3 条(責務)、第 6 条(交付の決定)、第 7 条(交付の条件)、第 17 条(補助事業等の遂行の指示)等の中に、「交付の目的」が謳ってあるが、この目的の確認をするべき箇所が存在していない。あえて存在しているとすれば、補助金名のみである。この度の調書に示した、「意図」でもよいのであって、何かに示されていることが必要であると考え。」

について、監査対象の全てにおいてではないが、平成 31 年 4 月 1 日施行とした当該補助金交付要綱が作成されているものが複数見受けられたが、作成されていた要綱には「交付の目的」が明文化されており、このことは一定程度評価する。

まとめ

監査意見でも述べたところであるが、地域を自らの力で守り発展させるために日々尽力される各団体構成員の、その姿に深く敬意を表する。

高度経済成長期以降、地域社会、とりわけ農村集落のありようは大きく変貌を遂げている。以前は、地域は地域共同で守り運営していくのが当然とされていたが、雇用形態の変化、社会情勢の変化により、いわゆる現代の現役世代は、その就労状況や生活サイクルの変化により、地域を守りたくてもその活動に参画できない生活状況であると考え。この背景があり、少なからずの団体において、設立当初の構成員がその責任感と献身性により、団体活動を維持されているが、担い手を継承しきれず、硬直化していると感じるところである。しかしながら、社会情勢の変化を言い訳にして地域の現状を憂いているばかりでは、この課題は解決しない。大変困難な課題であるが、担い手育成、あるいは今後の各種団体活動のあり方についての広範な議論を望むところである。

別表1

担当課	補助事業名	対象	内容	事業費	交付額等	要綱	実績 報告	旅費・費用弁償	単価		
社会教育課	大山町女性団体連絡協議会活動費補助金		活動支援	838,000円	610,000円	独自	有	視察研修旅費			
社会教育課	青少年育成大山町民会議活動費補助金				250,000円		有	大会参加旅費			
社会教育課	御来屋地区婦人会活動補助金			178,000	40,000	独自	有	大会参加旅費			
社会教育課	大山町婦人会活動費補助金			433,000円	150,000円	独自	有	大会参加旅費			
社会教育課	大山町スポーツ少年団				730,415円	独自	有	講習会派遣旅費			
社会教育課	大山町体育協会補助金		各運動部への補助		1,327,556円	独自	有				
社会教育課	大山町子ども会育成連絡協議会	各支部		108,000円	70,000円	独自	有				
社会教育課	大山町・嘉手納町人材育成交流事業				1,632,000円	独自	有	旅費			
福祉介護課	民生児童委員協議会		活動支援	4,166,000円	2,976,000円		有	費用弁償・旅費補助	日当2,000円		旅費米子840円
福祉介護課	大山町母子会		活動支援		25万円		有	旅費補助	費用弁償1人1,000円		
福祉介護課	大山町家族会		活動支援	136,000円	65,000円		有	研修会旅費補助	日当なし		旅費琴浦480円
福祉介護課	地区活動費(田中)		活動支援		1,100,000円		有	旅費959,076円	米子旅費4,220円		米子西部地協3,620円 東京48,580円
福祉介護課	地区活動費(押平)		活動支援		1,500,000円		有	大会参加費989,660円			
福祉介護課	地区活動費(中高)		活動支援		1,500,000円		有	大会参加費839,150円			
福祉介護課	大山町人権・同和教育推進協議会		活動支援		4,000,000円		有	大会参加費1,590,327円			
健康対策課	大山町食生活改善推進員協議会		活動支援	1,600,000円	700,000円		有	旅費日当 53,940円			